

目黒区希望確認型指名競争入札実施手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区が発注する指名競争入札において、指名業者の選定に際して登録業者の入札参加希望を反映する入札方式(以下「希望確認型指名競争入札」という。)を実施するに当たり、その実施手続等に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 希望確認型指名競争入札は、原則として工事請負契約のうち予定価格が130万円以上500万円未満のもの及び工事請負契約以外の契約のうち予定価格が1000万円以上であって区長(契約担当者)が必要と認めるものを対象として行うものとする。

(参加希望の資格者)

第3条 希望確認型指名競争入札への参加希望の申込みを行うことができる者は、目黒区契約事務規則(昭和39年3月目黒区規則第6号)第34条に規定する資格及び次条に定める条件を満たす者とする。

(発注予定の周知)

第4条 契約担当者は、希望確認型指名競争入札への積極的な参加を図るため、原則として、入札期日(電子入札案件にあつては、入札期間の末日。以下同じ。)の前日から起算して10日前までに掲示その他の方法により、次に掲げる事項を周知しなければならない。

- (1) 発注概要
- (2) 業種
- (3) 申込期日、募集期日
- (4) 件名
- (5) 発注標準
- (6) 入札実施時期
- (7) 履行に必要な技術的条件
- (8) その他必要な事項

(参加希望の申込み)

第5条 電子入札案件以外の希望確認型指名競争入札への参加を希望しようとする者は、第3条に規定する第4条に規定による掲示等の日から申込期日までに、所要事項を記載した申込書

を総務部契約課に提出しなければならない。

- 2 電子入札案件である希望確認型指名競争入札への参加を希望しようとする者は、申込書の提出に代えて、所要事項を目黒区の電子入札サービスに登録しなければならない。

(指名業者の選定)

第6条 希望確認型指名競争入札に係る指名業者の選定に当たっては、当該発注予定に入札参加希望を提出した者の意向を尊重して、その者の中から適正な履行能力のある者を選定するものとする。ただし、当該入札参加希望を提出した者の中から所定数の指名業者を選定できない場合は、それ以外の者から指名業者を選定することができる。

- 2 前項の規定による指名業者の選定は、別に定める「目黒区工事請負指名競争入札参加業者指名基準」及び「目黒区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準」に従い、行うものとする。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年12月28日から施行する。